

令和7年5月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和7年 5月20日 開会

令和7年 5月20日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第9号

令和7年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年4月28日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 令和7年5月20日（火）午前10時
- 2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 7 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 7 年 5 月 2 0 日 (火曜日)

午前 1 0 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 報告第 1 号 消防署の管理に関する事故の専決処分について
- 日程第 7 議案第 1 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

出席議員（13名）

1番	合砂	丈司	君	2番	田中	尚	君
3番	小松	ひとみ	君	4番	昆	清	君
5番	伊藤	清	君	6番	高橋	秀正	君
7番	斐地	照夫	君	8番	工藤	求	君
9番	長門	孝則	君	10番	佐藤	克典	君
11番	横田	龍寿	君	12番	上村	浩司	君
13番	木村	誠	君				

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳	君
副管理者	宮古市副市長	桐田	教男	君
事務局	局長	田中	晋	君
総務課	課長	関口	憲史	君
施設課	課長	佐々木	俊一	君
総務課	主幹	前川	達也	君
消防	長	畠山	毅	君
消防次長	兼総務課長	山内	基嗣	君
消防次長	兼消防課長	石田	康典	君
指令課	課長	内田	信也	君
消防課	主幹	山下	富也	君

議会事務局出席者

書	記	内館	直之
書	記	竹花	大樹

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和7年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（木村 誠君） ここで諸報告がございます。
- 今回、新たに組合議員となられた岩泉町選出議員の中から、空席となっていた議会運営委員会委員について、委員会条例第3条第1項の規定により、合砂丈司君を議会運営委員会委員として議長が指名しましたので、報告いたします。
-

◎議席の指定

- 議長（木村 誠君） これより本日の会議を開きます。
- 日程第1、議席の指定を行います。
- 議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることとなっております。
- 今回、新たに組合議員となられました岩泉町選出議員の合砂丈司君を1番に、小松ひとみ君を3番に、裈地照夫君を7番に指名いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番、裈地照夫君、8番、工藤求君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎選挙第1号 副議長の選挙

- 議長（木村 誠君） 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。
- お諮りいたします。
- 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に佐藤克典君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました佐藤克典君を副議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました佐藤克典君が副議長に当選されました。

佐藤克典君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

佐藤克典君にご挨拶をお願いいたします。

○副議長（佐藤克典君） 山田町議会選出の佐藤克典でございます。

議員の皆様へ一言お礼と副議長就任のご挨拶を申し上げたいと思っております。

ただいま木村議長より副議長のご指名をいただき、また、広域議会の皆様のご賛同をいただきまして、副議長の栄職に就かせていただくことになり、身に余る光栄と、その責任の重さを切に感じているところであります。

私自身、何分にも微力ではございますが、木村議長の下、副議長の職務を一生懸命務めたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様のご鞭撻、ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 誠君） ここで管理者から発言の申出がありましたので、これを許可します。

管理者、山本正徳宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 本日ここに、宮古地区広域行政組合議会5月臨時会が開催されるにあたり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。

さきの4月27日に行われました岩泉町議会議員一般選挙によりまして、合砂丈司議員、小松ひとみ議員、袈地照夫議員の3名の方がご当選をされ、当組合の議会議員に就任をされました。心からの歓迎とお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、ただいまの選挙におきまして、副議長に佐藤克典議員が選出をされました。ご就任、心からお祝いを申し上げます。また、よろしくお祈りをいたします。

長引くエネルギー・物価高騰により、宮古広域圏におきましても、地域経済や住民生活への影響が及んでおるところでございます。このような中で、広域行政組合の果たす役割も多様化、高度化してきております。住民生活に密着するごみ、し尿処理、そして

消防事務を行う当組合におきましては、さらなる住民サービスの向上とともに、安定して事業を継続し、住民の方々が安心できるよう取り組んでまいります。

議員各位のご理解、ご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（木村 誠君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、欠員の生じている議会運営委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

副議長が議会運営委員会委員になっておりますので、佐藤克典君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、佐藤克典副議長を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

佐藤克典君の副議長就任に伴い、議会運営委員会の委員の構成に変更があったことから、議会運営委員会の開催のため、暫時休憩いたします。開催場所は委員会室を指定いたします。

午前10時 9分休憩

午前10時13分再開

○議長（木村 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、昆清君から議会運営委員会副委員長を辞任したいとの申出があり、辞任の件を審査したところ、辞任を許可されました。

よって、新たに副委員長の互選をしましたので、ご報告いたします。

副委員長に岩泉町選出議員の合砂丈司君が選任されました。

◎報告第1号 消防署の管理に関する事故の専決処分について

○議長（木村 誠君） 日程第6、報告第1号 消防署の管理に関する事故の専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

畠山消防長。

○消防長（畠山 毅君） 報告1-1ページをお開き願います。

消防署の管理に関する事故の専決処分について、読み上げてご報告いたします。

報告第1号 消防署の管理に関する事故の専決処分について。

消防署の管理に関する事故の損害賠償に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1、専決処分した年月日、令和7年3月31日。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、32万5,600円。

4、和解の内容。(1)本件事故に関し、宮古地区広域行政組合は、損害賠償金として、相手方に対し上記金額を支払う。(2)上記金額のほか、宮古地区広域行政組合及び相手方に一切の債権、債務関係のないことを確認する。

5、損害賠償の原因。令和6年12月14日、午前11時30分頃、宮古消防署の敷地内において、刈払機による草刈り作業中の飛び石により、隣接する相手方建物の窓ガラスを破損させたものでございます。

令和7年5月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

本件事故の原因につきましては、刈払機による草刈り作業中、地面の石を飛ばしてしまっただことによるものでございます。

なお、宮古地区広域行政組合が負担する損害賠償金につきましては、一般財団法人全国消防協会の消防業務賠償責任保険から全額補填されるものでございます。

本件事故の後、草刈り作業を行う場合は、現場の状況に応じて安全管理を徹底するよう改めて周知したところでございます。

今回の事故に関しまして、相手方におわび申し上げますとともに、今後より一層安全確保に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(木村 誠君) 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項でございますが、何かございますか。

田中尚君。

○2番(田中 尚君) 2番、田中です。

先ほど、専決処分ということでご報告をいただきました。

ざっくり簡単に伺いますけれども、これは当然、ガラスを壊したということですので、補償するのは当然なのですが、説明の前に、この金額を見て、私は随分高いなと思っています。そこで伺いますが、壊れた窓ガラスは何枚ですか。

○議長(木村 誠君) 山内消防次長。

○消防次長兼総務課長(山内基嗣君) お答えいたします。

このガラスにつきましては、1枚となります。ただし、この1枚のガラスにつきましては、大きさが高さ2メートル、幅が1メートル、なおかつ特殊な形状をしております。複層ガラス、網入りということで、高価なガラスとなっております。

また、この内側のほうには特殊なフィルムが貼られていまして、装飾を施されたフィルムでございますけれども、こういったフィルムが貼られたガラスでございます。高額な金額となりました。

○議長(木村 誠君) 田中尚君。

○2番(田中 尚君) 資料どおりの建物の仕様自体が、大変グレードの高い窓ガラスを採用していたという説明でございますよね。これを壊したのであれば、賠償するという

ことも当然の話でありますけれども、普通概念からいきますと、べらぼうに高いと、あえてべらぼうという言葉を使わせていただきますけれども、ちょっとそこはそういう思いも入ったものですから、ここは今お話を聞いた限りでは、そもそも構造自体が大変グレードの高い建物だと、窓に限らず、そういったことでありますので、くれぐれも作業する場合には気をつけることが今回の教訓だと思って、ただいまの説明を聞いたうえで、質問を終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） なければ、本件はこれで終わります。

◎議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第7、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中事務局長。

○事務局長（田中 晋君） 議案集の1-1ページをお開き願います。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

それでは、内容についてご説明いたします。

一般廃棄物最終処分場で使用しているホイローダーを更新するため、ホイローダー1台を買入れしようとするもので、取得予定価格は消費税込みで1,815万円でございます。

契約の相手方は、住所、岩手県宮古市田鎖第8地割4番地1、名称、日本キャタピラー合同会社宮古営業所、所長、山本武史でございます。

この物品購入の入札は、令和7年4月17日、市内業者6社による指名競争入札を行った結果、5社が応札し、日本キャタピラー合同会社宮古営業所が落札したもので、落札率は64.36%でございます。

納入期限は令和8年3月25日を予定しております。

なお、参考資料といたしまして、1-2ページに取得する財産の主な仕様を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和7年5月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、廃棄物処理の用に供するホイローダーの買入れをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田中尚君。

○2番（田中 尚君） 本件につきましては、全協でも議論したというふうに伺っております。

そこで、私はちょっと全協を遅れて参加したものですので、この場で質問させていただくわけではありますが、参考までに伺いますけれども、このホイールローダー、説明にありますともう13年経過しているということで、なおかつ納車まで来年の3月25日ということで、今々納入できるわけではないということでもあります。

そこで伺いたいことは、新車の場合、このクラスを購入しようとした場合に、どれぐらいの費用なのか伺います。中古車を買うのでしょうか、新車ですと幾らですかということです。

○議長（木村 誠君） 関口総務課長。

○総務課長（関口憲史君） 新車で購入するものでございます。

○議長（木村 誠君） 田中尚君。

○2番（田中 尚君） 車両の現況ということで、購入する車両の現況というふうに理解しました。それは、今、持っている車両の説明ですよね。ここを読み違いましたので、そこはちょっと話の理解不足でしたので、大変申し訳ないと。

今の関口総務課長のお答えで、新車を買うのだということですからけれども、それであればオーケーでございます。

○議長（木村 誠君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員